

令和7年（ワ）第31927号 損害賠償請求事件

原告 紀藤正樹

被告 株式会社飛鳥新社 外5名

5

## 意見書

東京地方裁判所民事第44部甲合議1D係 御中

令和8（2026）年5月21日

10

原告 弁護士 紀 藤 正 樹

### 1 はじめに

15 被告福田ますみ（以下、「被告福田」といいます。）は、ジャーナリスト、  
ノンフィクション作家と自称し（以下、両者をあわせ、単に「ジャーナリ  
スト」といいます。）、世界平和統一家庭連合（旧「世界基督教統一神霊協  
会」、以下、「統一教会」といいます。）を擁護する記事等を多数執筆する  
と同時に、街宣活動など、統一教会を擁護する活動を行っています。

20 しかしながらジャーナリストを標ぼうする以上、中立的な立場で、予断  
と偏見を排し、事実と誠実に向き合う姿勢が必要です。しかし現実には、取  
材動機、取材姿勢、執筆内容を通じ、対立当事者である被害者側を取材せ  
ず、統一教会という、日本だけでなく世界的にも「社会的に議論がある宗  
教団体」の問題に関し、一方的に、統一教会側からの提供を受けた証拠と  
情報を鵜呑みにし、予断と偏見に満ちたものです。

25 統一教会は、靈感商法や高額献金による違法な資金集めや伝道目的を隠  
して行う詐欺的伝道や合同結婚式問題など、さまざまな社会問題を起こし

てきた団体です。多数の訴訟を通じ、靈感商法や高額献金等の資金獲得活動、信者獲得のための伝道活動という「人」「金」の根幹部分に加え、合同結婚式勧誘活動という宗教活動の根幹部分についてまで、最高裁で違法性を認められた前例のない稀有な宗教団体です。このような宗教団体は日本  
5 だけでなく諸外国においても例がありません。

ジャーナリストを自称する以上、このような議論ある団体を取材する場合、統一教会側の情報提供だけを鵜呑みにせず、被害者も丹念に取材するのが、本来の取材姿勢だろうと思いますが、被告福田の著述や言動からは、そのような取材姿勢は見受けられません。

10 私への取材姿勢にも非常に驚きました。私が消費者庁の「灵感商法等の悪質商法への対策検討会」（2022年8月29日から同10月13日まで。なお同10月17日に「灵感商法等の悪質商法への対策検討会」報告書を公表）の委員であることは公知の事実です。会議日程や議事予定は、  
15 すべて事前にネット上で公開されています。しかしながら被告福田の最初の私への取材電話は、その検討会の最終日10月13日午前、会議時間の真ただ中にかかってきました。被告福田の「検討会」の開催時間すら事前に調べない緊張感のない取材姿勢に、あ然としたことをよく覚えています。会議中に、電話を受けてもまったく対応できないことはあまりにも当然のことです。しかも、私の立場は、検討会の議事録からも明らかです。

20 たとえば私は、1995年当時、松本サリン事件のご遺族を代理し、オウム真理教への解散命令を東京地裁に請求しております。私が当時解散命令請求に反対したという言説が虚偽であることは「検討会」議事録を読めばあまりにも明白です。被告福田が、予断と偏見から、私がオウム真理教への解散命令に「反対」と断定した記事を掲載したことにも非常に驚きました。  
25 ジャーナリストを自称する人物がこのような初歩的な誤りを犯すこと自体が全く想定できない事態で、被告福田が信用と信頼ができないジャ

ジャーナリストであることがよくわかります。

## 2 ジャーナリストの取材姿勢としての中立性に疑義があること

5 今回、裁判にあたり、被告福田らが依頼した弁護士が、福本弁護士という統一教会信者の顧問弁護士であることにも、あ然としています。他の2名の弁護士も、統一教会側を代理する弁護士です。

ジャーナリストとして、統一教会とその信者、そしてこれを擁護する代理人らは、正に取材対象です。取材では緊張関係にあるのが本来で、たとえば、「共産圏」の実情を取材する際に、取材対象である共産圏の「国」  
10 や「国から提供を受けた取材先」とは、ジャーナリストは一線を画するのが当然です。

ところが被告福田の取材対象先の人物を代理人につけるといふ、その感覚に非常に驚きます。ジャーナリストとしての中立上、問題があること、それ自体にも疑問すら持たないのだと思います。このこと自体が、まさに  
15 被告福田の非中立的な取材姿勢を明白にしています。

しかも記事等を執筆した被告福田と、出版社である被告飛鳥新社、編集長で経営側である同社取締役である被告花田、歴代の同社代表取締役である被告土井尚久、被告土井和美、被告大山は、取材対象者である統一教会  
20 とだけでなく、被告福田との関係でも、いわば二重に利害が対立する当事者です。ところが被告ら全員が、本件で、統一教会信者であり顧問弁護士である福本弁護士らに依頼しています。被告らの立場が、統一教会と同様の立場で一体であることを明白にする事実というほかありません。

## 3 被告福田の陰謀論的かつ執拗な名誉毀損言動

25 私は、長年、統一教会からの攻撃や誹謗中傷にひるまず、採算を度外視し、統一教会の被害問題に限らず、オウム真理教などの被害、一般の悪徳

商法や詐欺被害の救済に注力してきました。

5 統一教会の被害者側に立ち、弁護士が裁判を行うことは、大きな労力負担を伴い、統一教会の事件が、弁護士にとって採算がとれる事件ではないことは明白です。事実を裁判所に認めてもらうための作業として、統一教会側の鋭く対立する裁判姿勢から、膨大な証拠、数百点以上の証拠が必要  
10 となります。簡単に勝訴できる事件はありません。そういう作業を経て、ようやく日本でも裁判例が積み重なり、統一教会の活動の違法性が認められてきました。加えて、統一教会問題には、一般の消費者被害にはない特徴があり、お金の被害には換算しにくい、家族や親族の葛藤にまつわる被害、子どもたち二世、三世の被害があります。統一教会のために人生を狂  
15 わされた被害はあまりにも甚大ですが、このような家族被害の救済は、日本の法制度のもとでは、もともと「金銭に換算しにくい」事件であり、また法的な解決が非常に困難なケースが多いのが社会的な常識です。

15 ですから普通の弁護士なら、むしろ「お金にならない」と断る、あるいは「難しい」と断る事件であるところ、私は、弁護士になった当初から、採算を度外視し、これら被害にとりくんできました。

20 被告福田が、統一教会の主張を鵜呑みにする形で、「ビジネス」「金儲け目的」などと批判するのは、あまりにもひどい誹謗中傷です。統一教会の主張そのものであり、統一教会に加担する表現というほかありません。

20 さらに、被告福田らは、統一教会の主張を鵜呑みにする形で、被害者や他の弁護士らの献身的な訴訟活動について、弁護士が証拠を捏造しているだとか、裁判所が騙されたとか、荒唐無稽な主張をくり返しています。被告福田らの言動には、司法のみならず、司法を担う弁護士らへの敬意すら  
25 感じられません。

25 ジャーナリストを自称する以上は、裁判が、対立当事者において、鋭く争われ、精緻に証拠が積み上げられて、ようやく判決が出されることを十

分に理解すべきであり、自分たちに有利な裁判は援用しつつ、自分たちに不利な裁判は、司法は騙されたと主張するのは、あまりにも稚拙な言動というほかありません。

5 実際、被告福田の著述を見ても、統一教会側から得られた情報ばかりで記述され、被害者側を誠実に取材する姿勢がありません。不十分かつ不公正・非中立的な根拠で、統一教会側と同様の主張を繰り返しています。そのうえ、被告福田は、統一教会側のイベントにも多数出席し、街宣活動にも参加し、組織としての統一教会を、一方的に擁護する主張を展開するとともに、それだけでなく統一教会側の主張に沿う形で、適切、相当、必要な取材もせず、統一教会の被害者、元信者、統一教会問題に取り組む弁護士、ジャーナリスト、宗教関係者らに対する誹謗中傷を繰り返しています。

10 統一教会は、私や全国霊感商法対策弁護士連絡会（以下、「全国弁連」といいます。）のことを、「共産主義」、「被害者救済に名を借りた政治活動」、「スパイ防止法潰し」などの「政治的意図」があるとか、「金儲け目的」などと繰り返し誹謗中傷し、被告福田らも同旨の記事を掲載しています。しかし、そもそもこのような事実自体がなく、もはや「陰謀論」の類と言わざるを得ません。全国弁連は、超党派の弁護士の連絡会です。そもそも「政治的意図」で「統一教会の被害」がなくなるはずもなく論旨すら破綻しています。被告福田のジャーナリストとしての資質や信用性が疑われるのは

15 当然のことです。

20 さらに被告福田らは、私のことを、「拉致監禁」に関与する犯罪者であるかのような記事も掲載しています。全く根拠がないことで、明らかに意図的な虚偽・誹謗中傷の類です。私の立場は、様々な媒体で公開しています。たとえば2000年2月8日付けの朝日新聞などでも既に示している

25 とおりです。あまりにもひどい誹謗中傷です。

被告福田が、ジャーナリストとして、なぜ統一教会から提供を受けた資

料を無批判に鵜呑みにした記事を執筆するのか全く不明です。被告福田の統一教会の加担者に堕した非中立的な取材姿勢には、「ジャーナリスト」としての気概と矜持が全く感じられず、すべての誹謗中傷された関係者が、被告福田らの被害者というべきです。

5

#### 4 終わりに

本年3月、東京高裁で、東京地裁の解散命令決定が確定し、昨日から統一教会への債権申出が始まりました。韓国においても、統一教会総裁・韓鶴子被告は起訴され、余罪も捜査中であり、刑事公判も続いています。統一教会の社会問題性はもはや明らかです。

10

私は、これまで、統一教会の目の前の被害者を救済することこそがより重要と考え、救済活動に自らの時間を誠実に使うことに注力してきました。しかしながら、統一教会は、その潤沢な資金を使い、日本各地で、正当な報道や被害者を潰すため、あるいは解散命令等を阻止する意図のため、スラップ訴訟や、誹謗中傷、街宣活動などを展開しています。

15

被告福田らの言動は利用され、統一教会やその信者らが作成する冊子や、チラシなどにまとめられ、一般市民に配布され、連呼され、SNS等で拡散され、統一教会側の都合の良いように利用され続けていることに、強い憂慮を覚えます。いわば被告福田らが、信者らを扇動しているに等しい事態で、ジャーナリストというよりは、活動家に堕していると思います。被告福田らの言動は、現に被害に気付いた被害者を萎縮させて声をあげにくくし、また潜在的被害者に向けても、自らの被害に気付きにくくなるという被害者泣き寝入りの効果も懸念されます。被害者が声を上げにくい社会は、真実が明らかにならない社会、表現の自由上も問題がある社会に堕す可能性ががあります。

20

25

私は、弁護士登録をした1990（平成2）年以降、長く統一教会の被

害の救済を続けることになったのは、まさに被害者から次々と聞く被害の実情や統一教会の活動実態が、あまりにも不正義、理不尽であったからです。これほどひどい「悪徳」な商法が、平成時代にまだ残っているのか、という強い衝撃でした。1980年代の統一教会問題を放置した先人の責任を強く感じました。この問題を先送りせず、私たちの代で解決し、そして後世、子どもたちの世代に禍根を残さないというつもりで、尽力してきました。ところが、我々社会は、結局、令和の時代になるまで、30年以上、この問題を放置し、この間に育った子どもたち、信仰二世などの家族被害が生じたことに、私自身の力不足も感じ、忸怩たる思いを禁じ得ません。この問題を放置した責任は我々社会にあります。

もちろん、現在の統一教会、幹部信者など、信仰一世には、今の統一教会を作ったという一次的責任があり、この裁判の代理人である統一教会の顧問弁護士である福本弁護士も同様です。

そしてこの統一教会に加担するのが、まさに被告福田らです。

今日の意見では、時間の関係で、私の弁護士の経歴等は、あえて省きました。肩書や経歴で「真実」が判定されるわけではないからです。

裁判所におかれましては、本訴訟について、1960年代から何十年にも及ぶ統一教会の実態や前提事情を十分におくみいただければと思います。事実在即した厳正な裁判を期待し、私の意見陳述を終わります。最後までご清聴いただき、感謝致します。

以上